

「第2次五所川原圏域定住自立圏共生ビジョン」(案)についての意見募集

人口減少及び少子高齢化が急速に進行する中、五所川原市とつがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町の2市4町では、「五所川原圏域定住自立圏」を形成し、様々な分野で連携を図ることで圏域住民の生活機能を確保し、将来にわたり安全安心に暮らすことができる社会の形成に取り組んでいます。

このほど、圏域による今後5年間の取組方針を示す「第2次五所川原圏域定住自立圏共生ビジョン」(案)(期間:令和3年度から令和7年度まで)を作成したため、下記のとおり、意見を募集します。

記

1 意見募集期間

令和3年2月10日から令和3年3月11日まで

2 案の概要

市のホームページ(<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>)や市企画課、行政資料スペース(本庁舎、金木及び市浦総合支所)でご覧いただけます。

3 関係資料

別添案のとおり。

*関係資料をご希望の方は、市企画課にお越しいただくか、郵送の申し込みを行ってください。

なお、郵送を希望される場合には、送料をご負担いただきます。

4 意見提出の際の留意事項

(1) 提出にあたって使用する言語は、日本語とします。

(2) 提出方法は、郵便、FAX又は電子メールによるものとします。

(3) 意見提出にあたっての様式は特にありませんが、提出される方の住所・氏名(法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者名)を明記してください。住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。

(4) 提出先は次のとおりです。

(郵便) 〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1 五所川原市財政部企画課

(FAX) 0173-35-3617

(電子メール) 2007pbc@city.goshogawara.lg.jp

5 提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。公開にあたっては、住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単にとりまとめて、公表する予定です。(この際に、類似の意見は、まとめて公表することもあります。)

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが市の意見ですので、改めて考え方を公表することはありません。